



平成23年度後期高齢者医療制度の保険料

平成22年度と均等割額・所得割額(算出方法)に変更はありません

問 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎059-221-6883・6884 / 保険年金室 ☎63-7105

$$\text{年間保険料額 (限度額 50万円)} = \text{〔均等割額〕 36,800円} + \text{〔所得割額 (算出方法)〕} \times \text{〔平成22年中の総所得金額等 - 33万円〕} \times 6.83\%$$

※「総所得金額等」とは…▼各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。▼遺族年金や障害年金は収入に含みません。▼各種所得控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除など)は適用されません。

■ 保険料の納付方法は、原則として特別徴収(年金からの天引き)となります
保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きする額を通知します。
【徴収月】 4月～平成24年2月の偶数月(6期) ◎申請により口座振替への変更可

■ 普通徴収(納付書や口座振替などで納付)の人※には…
保険料額決定通知書と納付書を送付します。
【徴収月】 7月から平成24年3月までの各月(9期)

※年金受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金1回あたりの支給額の2分の1を超える場合などは、普通徴収となります。

次の人は、保険料が軽減されます

■ 低所得世帯の人

均等割の軽減	
判定基準(同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合算額)	軽減後の年額
33万円以下であって、被保険者全員の年金収入が80万円以下	3,680円
33万円以下	5,520円
33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円 以下	18,400円
33万円+被保険者数×35万円 以下	29,440円

所得割の軽減	
(平成22年中の総所得金額等-基礎控除33万円)が58万円以下	5割軽減

※年金収入のみの場合153万円～211万円の人が対象。153万円未満の人は所得割は課されません。

■ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(※)の被扶養者であった人

均等割額を9割軽減し、所得割は賦課しません。該当者には、軽減後の保険料額を通知しますが、軽減措置が行われていない場合は、保険年金室へご連絡ください。

※被用者保険とは、全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

■ 災害に遭われた場合や生活困窮により保険料納付が著しく困難(※)な人(要申請)

※納付が著しく困難な人とは、概ね生活保護基準に準じる程度の場合。申請により保険料の減免や徴収猶予の措置が受けられます。



生活習慣病を早期発見。後期高齢者健康診査を実施(7月～11月)

対象 8月31日以前までに後期高齢者医療制度の被保険者になる人 自己負担額 住民税課税世帯の人 500円 住民税非課税世帯の人 200円
※詳しくは6月下旬に送付する受診券などをご覧ください(5月～8月に被保険者になる人は、8月以降に順次送付します)。

問 保険年金室 ☎ 63-7105



夏祭りで披露しよう「名張音頭」普及講習会を開催

日時 6月25日(土) 午後7時30分～
場所 総合福祉センターふれあい(丸之内)
対象 市内在住、在勤の人
申込 総合体育館(夏見)と各地区公民館・市民センターに備え付けの申込書を開催日までに総合体育館へ ※参加無料
問 名張音頭保存会 大森 ☎ 65-3643



花火をするときの安全なお約束

- 子どもだけでなく、必ず大人が付き添い、火気の取り扱い方を教えましょう。
- 水の入った消火用バケツなどを用意し、燃えかすは水に浸けましょう。
- 花火を人や家に向けてたり、燃えやすい物のそばでは行わないでください。
- 風の強いときは花火を止めましょう。
- 迷惑にならない場所や時間を考えましょう。

問 名張消防署 ☎ 63-0999

国民年金保険料の免除制度

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定基準を下回る場合、申請により保険料が全額または一部免除されます。

免除の対象となる所得の目安

世帯構成	全額免除	一部免除	
		4分の3免除 保険料:3,760円	半額免除 保険料:7,510円
4人世帯【夫婦・子2人】※	162万円	230万円	282万円
2人世帯【夫婦のみ】※	92万円	142万円	195万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円

◎世帯の状況により異なりますので、あくまでも目安としてご参照ください。
◎申請時期により前々年の所得で審査を行う場合があります。

※夫または妻のみに収入があり、扶養する子が2人とも16歳未満の場合を仮定しています。

●ただし、全額納付に比べ、将来の老齢基礎年金額が少なくなります

10年以内であれば、後から保険料を納められます(追納)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算額が上乗せされます。なお、一部免除後の保険料を支払わなかった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

●平成23年度(7月～平成24年6月分)の申請は、7月から市役所1階保険年金室で受付

平成22年度の免除決定通知(はがき)で継続審査を承認されていれば、平成23年度の申請は不要です(8月中旬～10月に免除結果通知を送付)。
7月以降に申請が必要な人は、継続審査を希望しなかった人や一部免除(保険料の1/4、1/2、3/4が免除)が承認されていた人、免除が却下された人です。
8月1日(日)までなら、平成22年7月～平成23年6月分の申請もできます。

年金相談

日時 7月12日(火)・26日(火) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)
場所 産業振興センターアスパ(南町) 問 保険年金室 ☎ 63-7445



「献血ページェント」を実施します(400ml 献血)。

7月1日(金)～8月31日(水)は、愛の血液助け合い運動月間です。
かけがえのない生命を救うため、一人でも多くのご協力をお願いします。

日時 7月13日(水) ▼午前の部 午前10時～午後零時30分、▼午後の部 午後1時30分～午後4時
場所 リバーナ「イオン名張店」(元町) 問 地域医療室 ☎ 63-6970

放送大学生を募集【平成23年度第2学期(10月入学)】申込期限 8月31日(火) 募集要項請求先 請求専用フリーダイヤル(0120-864-600)または、放送大学ホームページ(<http://www.ouj.ac.jp/>) 問 放送大学三重学習センター(三重県総合文化センター内) ☎ 059-233-1170